

様式第8号(第5条関係)

障害福祉サービス事業等 開始 届
変更

開始・変更しようとする事業	種類(○印)	・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業	
	障害福祉サービスの種類		
	提供する便宜等の内容		
経営者(法人)	氏名(名称)		
	住所(事務所の所在地)	〒	
基本約款	別 添 1		
職員の職種	職務の内容	職員の定数	
		人	
		人	
		人	
		合計	人
主な職員の氏名			
主な職員の経歴	別 添 2		
事業を行おうとする区域			
事業の用に供する施設	名称		
	種類		
	所在地	〒 電話 FAX	
	入所定員		
事業開始の予定年月日	年 月 日		
<p>1 上記のとおり障害福祉サービス事業等を開始しますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>2 上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所(事務所の所在地) 氏名(名称) 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>			

- 注 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙を添付するか又はこの様式に準じた届を作成すること。
- 2 記入に際しては、別紙の記入要領によること。
- 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(別紙)

障害福祉サービス事業等開始・変更届記入要領

- 1 標題の届出名のうち、開始・変更のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生ずる部分のみ記入して届け出ること。
- 3 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「種類」の欄には、「障害福祉サービス事業」「相談支援事業」「移動支援事業」「地域活動支援センターを運営する事業」「福祉ホームを運営する事業」のいずれかを記載し、「障害福祉サービスの種類」欄には、障害福祉サービス事業を開始・変更しようとする場合に障害福祉サービスの種類を記載すること。
- 4 複数の事業の種類（障害福祉サービス事業は、障害福祉サービスの種類を含む。）を開始・変更する場合には、それぞれの種類ごとに作成すること。
例) 障害福祉サービス事業（例えば「居宅介護」と「行動援護」）と移動支援事業を行う場合は、障害福祉サービスの種類毎に1枚、移動支援事業で1枚、計3枚作成する。
- 5 「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 6 「経営者」欄には、当該事業を運営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、事業所の長、当該事業のサービス管理責任者等を指すものであること。
※経歴書様式例は別添を参照
- 8 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町の名称を併せて記入すること。
- 9 「事業の用に供する施設」欄は、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業のみ記載すること。また、同欄中「種類」の欄は、短期入所事業についてのみ記載すること。
- 10 届出の法令上の根拠を示す部分では、1又は2のうちいずれか該当する番号を○で囲むこと。
- 11 開始の届出をする際には、この届に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第66条第2項に掲げる収支予算書及び事業計画書を添付すること。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（事業の開始等）

第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 障害福祉サービス事業
- 二 相談支援事業
- 三 移動支援事業
- 四 地域活動支援センターを運営する事業
- 五 福祉ホームを運営する事業

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。

3 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国及び都道府県以外の者は、第一項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

障害福祉サービス事業等 廃止 届
 休止

廃止・休止 しよう とする事業	種 類	・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業
	障害福祉サービスの種類	
廃止・休止予定年月日		年 月 日
廃止・休止の理由		
現に便宜を受けている者に対する措置		
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日
<p>上記のとおり障害福祉サービス事業等を 廃止 休止 しますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第4項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所(事務所の所在地)</p> <p>氏名(名称) 印</p> <p>佐賀県知事 様</p>		

- 注 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、この様式に準じた届を作成すること。
- 2 標題の届出名のうち、廃止・休止のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 複数の種類の事業（障害福祉サービス事業においては、障害福祉サービスの種類を含む。）を廃止又は休止する場合には、それぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

